

別添 2

確認を要しない変更工事等の具体的な例示

1 変更工事の区分

変更工事は、「増設」、「移設」、「改造」、「取替」、「補修」及び「撤去」に区分する。

2 取替等の定義

- (1) 「増設」とは、危険物製造所等に新たに機器、装置等の設備を設置することをいう。
- (2) 「移設」とは、危険物製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。
- (3) 「改造」とは、現に存する危険物製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器、装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。
- (4) 「取替」とは、危険物製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
- (5) 「補修」とは、危険物製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいう。
- (6) 「撤去」とは、危険物製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し当該危険物製造所等外に搬出することをいう。

3 具体的例示（共通事項）

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない変更工事届	備考（確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例）
1 建築物及び工作物			
（建築物）			
屋根（キャノピー含む）、壁、床、梁等		補修	
防火上重要でない間仕切壁	増設、移設、改造 撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> ・他の壁の構造基準に変更がないこと。 ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の変更工事届の範囲を除く）。
内装材		取替、補修、撤去	
防火設備		取替、補修	
ガラス・窓・窓枠		取替、補修	
階段		取替、補修	
（工作物）			
保安距離、保有空地の代替措置の塀・隔壁		補修	
架構		補修	
配管、設備等の支柱・架台、耐火措置	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> ・配管、設備の耐震計算等に変更がないこと。 ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法等に変更がないこと。
歩廊、はしご		取替、補修	
（保有空地）			
植栽	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・保有空地に係る基準に変更がないこと。
2 タンク等			
（基礎等）			
犬走り・法面・コンクリートリング	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
地下タンク上部スラブ	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない変更工事届	備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)
(構造等)			
屋根支柱・ラフター・ガイドポール等	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替、補修	
階段・はしご・手摺り等	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
(タンク・関連設備等)			
タンク元弁		取替、補修	
通気管(地上部分に限る。)	取替	補修	
サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気、温水等を用いたものを除く。)	取替	補修	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 ・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・加熱の状態、方法等に変更がないこと。
サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気、温水等を用いたものに限る。)		取替、補修	
内面コーティング(屋外貯蔵タンクを除く。)	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適正でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと。
雨水浸入防止措置		増設、移設、改造、取替、補修、撤去	
地下貯蔵タンクの直上液面計		取替、撤去	
地下貯蔵タンクの漏洩検知管		取替	
地下貯蔵タンクの漏洩検知装置	取替	取替	
タンクにマンホール新設			・変更許可とする。
3 危険物設備等			
(配管等)			
配管(地下配管から地下配管への取替)			・変更許可とする。
配管(地下配管・移送取扱所を除く。)	取替、補修、撤去		・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 ・危険物の取扱いに変更がないこと。
配管(地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接合されるものに限る。)	補修、撤去	取替	

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない変更工事届	備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)
配管(地下埋設配管から地上配管又はピット配管への変更)			<ul style="list-style-type: none"> 変更許可とする。 地上配管又はピット配管から地下埋設配管への変更の同様
配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等(移送取扱所を除く。)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	<ul style="list-style-type: none"> 管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 危険物の取扱いに変更がないこと。
配管からの取り出し口			<ul style="list-style-type: none"> 増設は変更許可とする。
配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものに限る。)		取替、補修	
配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものを除く。)	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> 熱媒体となる物質に変更がないこと。
配管ピット・注入口ピット・地下配管接合部の点検ます		取替、補修	
漏洩点検口(移送取扱所)		取替、補修	
漏洩検知装置(移送取扱所)	取替	補修	
配管に設けられる弁(移送取扱所を除く。)	撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の取扱いに変更がないこと。
(機器等)			
ポンプ設備(移送取扱所を除く。)	取替、撤去	補修	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の取扱いに変更がないこと。 電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと。
熱交換器	撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の取扱いに変更がないこと。
熱交換器に附属する送風設備(電動機を除く。)、散水設備等		取替、補修	
攪拌装置(電動機を除く。)	撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の取扱いに変更がないこと。
炉材		取替、補修	
反応器等の覗き窓ガラス(サイトグラス)		取替、補修	
加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置(電動機を除く。)	撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> 可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと。
波返し・とい・受け皿等飛散防止装置	撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> 危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと。
ローディングアーム・アンローディングアーム(移送取扱所を除く。)	取替、撤去	補修	<ul style="list-style-type: none"> 電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと。
ローラーコンベアー等危険物輸送設備(電動機を除く。)	撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の取扱いに変更がないこと。
可燃性ガス回収装置	取替、撤去	補修	<ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと。

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない変更工事届	備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)
保温(冷)材(屋外貯蔵タンクのタンク本体に係るものを除く。)	撤去	取替、補修	・保温(冷)材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増やさないこと。
排出設備(ダクト等を含む。)	取替	補修	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと。
換気設備(ダクト等を含む。)		取替、補修	
排出及び換気メッシュ		取替、補修	
電気防食設備		取替、補修	
〈制御装置・安全装置〉			
圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと。
安全弁・破裂板等安全装置		取替、補修	
温度・圧力・流量等の調節等を行う制御装置(駆動源・予備動力源等を含む。)	取替	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。
緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除く。) ・反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。)	取替	補修	・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと。
地下タンクのマンホールプロテクター	増設、移設、改造、 取替、撤去	補修	・上部スラブの変更を伴わないこと。
4 防油提及び排水設備等			
〈防油提〉			
防油提(仕切提を含む。)	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・配管等の変更を伴わないこと。
防油提水抜弁	増設、移設、改造、 撤去	取替、補修	・水抜弁を複数にすること。 ・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること。 ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと。
防油提水抜弁の開閉表示装置	増設、移設、改造、 撤去	取替、補修	・水抜弁の開閉表示を複数にすること。 ・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること。
防油提の階段(防油提と一体構造のもの)	取替	補修	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと。 ・省令22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと。
防油提の階段(防油提と一体構造でないもの)	増設、移設、改造、 撤去	取替、補修	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと。 ・省令第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと。

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない変更工事届	備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)
〈排水溝等〉			
排水溝・ためます・油分離槽・囲い等	取替	補修	
危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面 (地下タンクの上部スラブを除く。)		補修	
5 電気設備等			
電気設備	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと。
照明、配線、分電盤、スイッチ等		取替、補修	
避雷設備		取替、補修	
静電気除去装置		取替、補修	
6 消火設備及び警報設備			
〈消火設備〉			
ポンプ・消火薬剤タンク	取替	補修	
1～3種消火設備(散水、水幕設備を含む。)の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等(泡ヘッドを除く。)	取替	補修	
1～3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替、補修	
第4・5種消火設備	増設、移設、改造	取替、補修	・自主設置に係るもの
消火薬剤		取替	
〈警報設備〉			
警報設備(自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。)	増設、移設、改造	取替、補修	・警戒区域に変更がないこと。
自動火災報知設備の受信機		取替、補修	
自動火災報知設備の感知器		取替、補修	
7 その他			
標識・掲示板	増設、移設、改造	取替、補修	・自主的に増設するもの

3 具体的例示（施設別事項）

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない変更工事届	備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)
【一般取扱所】			
ボイラー・炉等のバーナーノズル		取替、補修	・ボイラー本体の取替は、変更許可とする。
塗装機噴霧ノズル・ホース等		取替、補修	
運搬容器の充てん設備（固定注油設備）	撤去	取替、補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。
分析計（キュービクル内取付を含む。）「分析計(例)サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等」		取替、補修、撤去	
作業用広報設備（スピーカー）		増設、移設、改造 取替、補修、撤去	
小口詰替（灯油詰替）の一般取扱所のポンプ設備	取替		・ホース長に変更がないこと。
【屋内貯蔵所】			
ラック式以外の棚		取替、補修、撤去	
ラック式棚	取替	補修	・耐震計算等に変更がないこと。
冷房装置等	取替	補修	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと。
【屋外タンク貯蔵所】			
タンク本体	取替		・容量等に変更がないこと。
可とう管継手（認定品）		取替	
可とう管継手（認定品以外）	取替		・管径、経路の変更がないこと。
ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
ポンツーン	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）		取替、補修	
浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
保温（冷）材		取替、補修	
流出危険物自動検知警報装置		取替、補修	
コーティング	増設、移設、改造、 取替、撤去	補修	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと。
【屋内タンク貯蔵所】			
出入口の敷居		取替、補修	
【簡易タンク貯蔵所】			

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない変更工事届	備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)
固定金具		取替、補修	
【移動タンク貯蔵所】			
タンク乗せ替え(車両入替)			・変更許可とする。
底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置		補修	
マンホール・注入口のふた		取替、補修	
マンホール部の防熱・防塵カバー		取替、補修	
品名数量表示板	移設	増設、改造、取替 補修	・自主的に設置するもの
Uボルト		取替、補修	
可燃性蒸気回収ホース		取替、補修	
注油ホース(ノズル及び結合金具を含む。)(積載式以外)		取替、補修	
箱枠	取替、補修		・箱枠の溶接線補修であること。 ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設		・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
【屋外貯蔵所】			
周囲の柵		取替、補修	
ラック式柵	取替	補修	・耐震計算等に変更がないこと。
固体分離槽	取替	補修	
シート固着装置		取替、補修	
【給油取扱所】			
(工作物)			
防火塀		補修	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
犬走り、アイランド等		補修	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
サインポール・看板等(電気設備)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
日除け等(キャノピーを除く。)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・上屋の面積に変更のないこと。
(給油機器等)			
給油量表示装置	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
カードリーダー等省力機器	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
通気管のガス回収装置		取替、補修、撤去	
タンクローリー用アースターミナル	増設、移設、改造、 撤去	取替、補修	

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない変更工事届	備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)
固定給油(注油)設備(認定品に限る。) ※1	改造、撤去	取替、補修	・ホース長の変更がないこと。
(その他の設備機器等)			
混合燃料油調合器・蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等 ※2	取替、撤去	補修、	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
自動車の点検等に使用する機器等(オートリフト等を除く。)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
セールスルーム(ショップを含む。)内の電気設備・給排水設備	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
セルフ給油取扱所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具		取替、補修	
【販売取扱所】			
延焼防止用のそで壁・庇・垂れ壁	取替	補修	
棚		取替、補修、撤去	
【移送取扱所】			
配管(地下配管を除く)	取替、補修		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
土盛り等漏えい拡散防止設備		取替、補修	
衝突防護設備		取替、補修	
ポンプ設備	取替、補修		<ul style="list-style-type: none"> ・移送基地の構内に設置されるものに限る ・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留する恐れのある範囲に設置しないこと
切替弁・制御弁等		取替、補修	
緊急遮断弁	取替	補修	
ピグ取扱装置	取替	補修	
感震装置	取替	補修	

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない変更工事届	備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)
船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカプラー	改造、撤去	取替、補修	・ボルトにより取付可能なもの
巡回監視車		取替、補修	

※1 固定給油設備等の取替について、以下のものについては当該「取替」に該当しない。

- ① 固定給油設備等の給油ホースの長さを変更する工事
- ② 給油ホースの先端における最大吐出量を変更する工事
- ③ ホーススライド機能の追加工事
- ④ 固定給油設備等の外装を大きくする工事等に伴い、危険場所が変更前より拡大される工事
- ⑤ 固定給油設備等の給油ホースの数を変更する工事
- ⑥ 油種判定機能の追加工事又は削除工事固定給油設備等
- ⑦ エアベーパーバリアによる可燃性蒸気流入防止装置のない固定給油設備等から、可燃性蒸気流入防止装置のある固定給油設備等に変更する工事

※2 門型洗車機の取替工事に併せ、確認を要する変更工事に以下の工事を行うことができる。

- ① レールの変更等により洗車機の可動範囲が変わる工事
- ② 洗車機に電光掲示板を設置する工事(危険場所範囲外に設けるものに限る。)
ただし、工事内容が技術基準の内容と関係のないもの又は技術基準の内容と関係があっても保安上影響を及ぼさないものに限られる。

4 危険物製造所等の構造・設備の変更を伴わないもの(その他)

資料の提出を要する軽微な変更工事
<p>【その他構造又は設備の変更を目的としない工事の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動タンク貯蔵所で同一敷地内において屋外から屋外又は屋内から屋外へ常置場所の変更 ・給油取扱所で計量機の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取付、これに伴う代替計量機に一時的な新設及び撤去の一連工事 ・給油取扱所で駐車場の設置 <p>【他の手続に付随して行う変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2章、第1、1、(3)、ア、(イ)による共通防油堤の代表タンクへの変更 第1、1、(3)、ア、(ウ)による共通防油堤の代表タンクへの変更 第1、1、(3)、ア、(ウ)に掲げる配管設備を完成検査後代表タンクの附属とする場合 第1、1、(3)、エただし書に掲げる敷地内距離に係る防火塀等を完成検査後最長の屋外タンク貯蔵所の附属とする場合